

沖縄県政務活動費の交付に関する条例

(平成13年3月16日条例第3号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、沖縄県議会の議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、沖縄県議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等、県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、会派にあっては別表第1に、議員にあっては別表第2に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第3条 政務活動費は、会派及び議員の職にある者に対し交付する。

(会派に係る政務活動費)

第4条 会派に交付する政務活動費の額は、月額100,000円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 前項の所属議員数は、月の初日（以下「基準日」という。）における会派の所属議員数による。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も、同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務活動費)

第5条 議員に交付する政務活動費の額は、月額150,000円とする。

2 前項の政務活動費は、基準日に在職する議員に対し交付するものとする。

3 月の中途において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(会派の届出)

第6条 議員が会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務活動費経理責任者を定め、当該代表者は別に定める様式により会派結成届を沖縄県議会の議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。この場合において、その会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定める様式により会派異動届を速やかに提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第7条 議長は、毎年、4月1日現在における前条第1項の規定により届出のあった会派及び政務活動費の交付を受ける議員について、同月10日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度の中途において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第8条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第9条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の15日（その日が沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）までに、別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、各四半期の中途において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 知事は、前項の請求があったときは、当該月数分の政務活動費を速やかに交付するものとする。
- 3 各四半期中途において、新たに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき（繰上補充又は再選挙による場合を含む。）は、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月（その日が基準日の場合は、当月）分以降の政務活動費を当該会派又は当選議員に対し交付する。
- 4 各四半期中途において、会派の所属議員数に異動が生じた場合、その異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日の場合は、当月）分以降の政務活動費については、既に交付した政務活動費の額が異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回るときは、その下回る額を追加して交付し、既に交付した額が異動後の議員数に基づいて算定した額を上回るときは、当該会派の代表者は、その上回る額を速やかに知事に返還しなければならない。
- 5 各四半期中途において、会派が消滅（解散を含む。以下同じ。）したときは、当該会派の代表者は、消滅した日の属する月の翌月（その日が基準日の場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに知事に返還しなければならない。
- 6 各四半期中途において、議員が辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日の場合は、当月）分以降の政務活動費を速やかに知事に返還しなければならない。
（収支報告書）

第10条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、第1号様式又は第2号様式によりその交付を受けた年度終了の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、第1号様式により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、第2号様式により議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。
- 4 前3項の収支報告書を提出するときは、政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し（証拠書類を徴することが困難であると認められる場合は、議長が別に定める書類。以下「領収書等」という。）を併せて提出しなければならない。
（政務活動費の返還）

第11条 知事は、会派又は議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派又は議員がその年度において行った政務活動費による支出（第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。
（収支報告書等の保存及び閲覧）

第12条 第10条の規定により提出された収支報告書等は、これを受理した議長において、提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の収支報告書等の閲覧を請求することができる。
（透明性の確保）

第13条 議長は、収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。
（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月22日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日条例第31号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の沖縄県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年9月18日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月28日条例第4号）

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日（平成25年3月1日）から施行する。
- 2 改正後の沖縄県政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に提出されている改正前の沖縄県政務調査費の交付に関する条例第5条の規定による会派の届出は、新条例第6条の規定により提出された会派の届出とみなす。

別表第1（第2条関係）

経 費	内 容
調 査 研 究 費	会派（所属議員を含む。以下同じ。）が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広 聴 広 報 費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要 請 陳 情 等 活 動 費	会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資 料 作 成 費	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資 料 購 入 費	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事 務 費	会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費

別表第2（第2条関係）

経 費	内 容
調 査 研 究 費	議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 2 団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費

広聴広報費	議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
要請陳情等活動費	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務所費	議員が行う活動に係る必要な事務所の設置及び管理に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

会 派 名

代表者名

印

年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第 項に基づき、別紙のとおり 年度
政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収入 政務活動費 _____円

2 支出

(単位：円)

経費	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
人件費		
合計		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 _____円

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 印

年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第 項に基づき、別紙のとおり 年度
政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

年度政務活動費収支報告書

沖縄県議会議員

1 収入 政務活動費 _____円

2 支出

(単位：円)

経費	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等 活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費		
人件費		
合計		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 _____円